

## は じ め に

ニホンカモシカ (*Capricornis crispus crispus temminck* ; 以下カモシカと称す) はウシ科ヤギ亜科の動物であり、ヤギ亜科の中では比較的原始的な形態と社会構造をとどめているとされ、生物学的に貴重な種である。本種は、北海道と中国地方を除いた本州、四国、九州の山地と丘陵地帯に生息する日本固有の種である。

カモシカは、古来より狩猟の対象となっていたが、近代になって個体数の減少が懸念されるようになり、1925年(大正14年)に『狩猟法』によって狩猟獣から除外され、1934年(昭和9年)にはその学術的貴重性が認められて『史蹟名勝天然記念物保存法』により天然記念物に指定された。しかしながらその良質な毛皮と肉を目的とした密猟と、第2次世界大戦前後の社会的な混乱も影響し、昭和20年代には分布域は縮小、地域的絶滅の危機にあった。そのため1955年(昭和30年)には特別天然記念物に昇格指定され、密猟の取締りが強化された。特に1959年に全国的規模で行われた密猟組織の摘発は、毛皮をはじめとしたカモシカ商品の流通ルートを壊滅させると同時に、カモシカ愛護思想の普及と密猟に対する国民的な監視の強化といった社会的な効果をもたらしたものと考えられる。その後いくつかの地域を除いて分布域の拡大が起こった (Tokida and Ikeda, 1988)。

分布域が拡大する一方、1955年前後から1970年代初めにかけて展開された拡大造林政策は、食害の対象となる幼齢造林地を大量に生み出し、カモシカの分布と幼齢造林地が大幅に重複するようになった。その結果、本州中部では1970年前後から幼齢木に対する食害が発生し、分布域が著しく拡大した東北地方では農作物への食害も発生した。これらの食害は年を追って増加し、『カモシカ被害』として社会問題化した。

このような状況をふまえて、カモシカの管理に関係する文化庁、環境庁、林野庁の3庁は、1979年8月にカモシカ取扱いのための基本方針を政策転換することに合意した。これが、いわゆる3庁合意である。その骨子は、①保護地域を指定し、生息環境の保全を含めてカモシカ個体群の安定的存続を図る、②保護地域以外では状況に応じて個体数の調整を含む適切な管理を行う、の2点である。これは地域を定めずに特別天然記念物に指定されている状況(いわゆる種指定)から、地域指定への変更を目指したものである。今のところ種指定の解除は行われていないが、この合意に基づき全国で15ヶ所のカモシカ保護地域の設定が計画され、1994年現在四国と九州を除いた13ヶ所の設定が完了している(資料I参照)。

この政策転換に伴い、保護地域におけるカモシカの保護管理を行うための基礎資料収集を目的として、文化庁は昭和60年に『カモシカ及びその生息地の保存管理マニュアル』を作成し、それに基づいてカモシカ個体群の状況と生息環境を定期的かつ統一的に把握するために『通常調査』と『特別調査』が実施されている。『通常調査』は、簡便な方法で個体群に関する資料を経年的に収集することを目的としており、特別調査が実施されていない年度に地元調査員によって実施されている。『特別調査』は、個体群と生息環境に関する総合的な資料を系統的に収集することを目的とし、概ね5年おきに実施することが予定されており、保護地域におけるカモシカ個体群

の生息状況と生息環境に関する総合的な資料を収集するという性格を持っている。

今回の特別調査は、1986年（昭和61年）に設定された伊吹・比良山地カモシカ保護地域における第2回目の調査として、岐阜県、福井県、滋賀県、京都府、各教育委員会の委託を受け、財団法人自然環境研究センターが平成4・5年度の2カ年に実施したものである。

本調査にあたり、多くの方々からの資料の提供をいただいた。大阪営林局、名古屋営林支局および京都大学芦生演習林には、森林関係資料を提供していただいた。カモシカの分布アンケート調査に際しては、関係市町村の営林署、森林組合、猟友会、鳥獣保護員にお世話になった。現地調査に際しては、福井県和泉村、大野市、池田町、今庄町、敦賀市、美浜町、名田庄村、岐阜県根尾村、藤橋村、坂内村、春日村、滋賀県伊吹町、余呉町、今津町、朽木村、志賀町、大津市、京都府京都市、美山町、綾部市の教育委員会および森林組合、猟友会の方々には多大のご援助をいただいた。以上の方々に感謝の意を表します。最後に伊吹・比良山地カモシカ特別調査指導委員会の委員の皆様には、本調査に関して貴重なご指導、ご助言を賜った。ここに厚くお礼申し上げます。